

■ 川越町子ども医療費助成事業（81240251）の現物給付に係る助成内容の一部変更について

1 対象年齢を拡大

- ・ 6歳に達する日以降の最初の3月31日までの者
⇒ 15歳に達する日以降の最初の3月31日までの者

2 自己負担（入院・入院外）なし ⇒ 変更なし

3 食事療養費は対象 ⇒ 変更なし

4 対象医療機関等の変更

- ・ 6歳に達する日以降の最初の3月31日までの者は変更なし（県内の医療機関等）
- ・ 小学生及び中学生（15歳に達する日以降の最初の3月31日までの者）のみ対象医療機関等を限定（川越町、四日市市、菰野町、朝日町、桑名市及び木曾岬町の医療機関等）

5 変更年月

- ・ 令和3年9月診療等分から